

有人国境離島地域振興のための新たな法律の早期制定を求める意見書

本県の外海離島地域（いわゆる「国境離島」）は、広大な太平洋や東シナ海に面し、我が国の領海及び排他的経済水域等の保全や海洋資源の確保・利活用を図る上で重要な役割を担っているとともに、豊かな自然や癒やしの特性などを通じて国民生活の充実に貢献している。

しかしながら、これらの離島は、厳しい自然条件のもと、人口減少や高齢化の進行等による地域社会の活力の低下、産業経済の停滞、医療・福祉・教育などの生活環境、生活基盤整備など本土との諸格差の問題に加え、人の往来及び生活に必要な物資などの輸送に要する費用が他の地域に比較してかさむなど、経済面でも不利な条件下にある。

さらに、近年、我が国の領海及び排他的経済水域での外国船による違法操業等が相次ぐなど、有人国境離島地域における様々な課題が発生してきている。

このように、有人国境離島を取り巻く環境は厳しさを増しており、我が国の領海及び排他的経済水域等の保全などを図る上で、有人国境離島の役割が一層重要となってきたことから、これらの離島に住民が定住し、安心・安全で健全な経済活動を継続して営むことができる環境を整備することが必要である。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 有人国境離島地域振興のための新たな法律の早期制定を図ること。
- 2 有人国境離島地域振興に資する新たな独自予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣 殿
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官